

平成 17 年度
鹿児島大学法科大学院

小論文試験問題

平成 16 年 12 月 18 日 (土曜日)

答案作成上の注意

1. 「解答はじめ」の合図があるまで、この 1 ページ目を表にして、この小論文問題冊子を開かないこと。
2. 小論文問題冊子は、この表紙を含めて、6 ページある。
設問は 3 つ用意されている。
3. 解答用紙は 3 枚配布する。解答用紙は 1 枚ごと（設問ごとに）すべてに、受験番号および設問の番号を記入し、かならず 3 枚とも提出すること。下書き用紙も 3 枚配布する。
4. 解答は、すべて解答用紙の指定された欄に、横書きで記入すること。
5. 試験終了後、この小論文問題冊子は、持ちかえってよろしい。
6. 各設問の出典表示は、解答にあたり予断を与えないために、割愛してある。また、原文の字句・構成を適宜、一部省略・変更した部分がある。

**設問1 次の文章を読み、筆者が結語として述べている「石田梅岩の哲学を超える「新しい倫理と美意識」の在り方」について、あなたはどのように考えるか述べなさい。
(400字以内)**

石田^{ばいがん}梅岩は「石門心学」の始祖である。石門心学とは、「石田派の心の学」の意味だ。現在ではさほど知られていないが、その門流の講釈所「心学塾」は、江戸時代の後半から明治初期まで全国にあり、大きな勢力を持った精神修養団体だった。もちろん武士や大名も参加したが、石門心学の説く清廉で勤勉な精神は圧倒的に庶民の中に広まり、「勤勉と儉約」という町人哲学を生み出した。

石田梅岩が説いたのは何であったか。まさに勤勉に働くこと、儉約して清貧に生きること。そして勤勉と儉約の二つを両立させるにはどうすべきか、という問題への解答だった。単に勤勉だけでなく、同時に儉約を説き、その両立を目指す倫理を発表したところが重要である。

その根源は、彼が独自に考えた「諸業即修行」に集約できる。勤勉に働くことは人生修行だ、というのである。「諸業」つまり百姓なら農耕、商人なら商い、職人なら物づくり、何でもいいからその生業に勤勉に携わっていると、自らの人格が修行される。従って、そのためには生産性を無視してもよいのではないか、というのだ。

石門心学の考え方の下地があったところへ、明治以後にヨーロッパ文化が入ってきた。明治以後の日本人は、ヨーロッパ文化に細部の精巧さだけを加えるのがいい方法だ、外国の技術や制度を真似て勤勉かつ精巧にやるのが偉い人だ、と教育された。このため細部は上手だが、全体としてのコンセプトづくりや発想の飛躍は不得手なだけではなく、不得手なことがむしろ品行方正の証のように考えられている。

論文を書いても、全体の論旨がすばらしい、これは独創性があると評価するよりも、先輩や外国人の説に忠実で引用文や参考文献の数の多さが重視される。このため、世界を驚かせるような新学説はまず生まれないし、生まれても広めることは禁じられる。これでは、敢えて基礎研究に打ち込み、新学説を立てようとする者がいなくなるのも当然だろう。

勤勉と儉約の両立という思想が、細部へのこだわりを生み、さらに「手続き主義」を生み出した。これはまた現在の官僚統制とも関係がある。

東京駐在の外国外交官の間で「ちゃんとイズム」という言葉が囁かれている。日本人は、包装の仕方、稟議書の回し方、領収書の取り方まで、何でもちゃんとしないと気が済まない。徴税も一円まできちんとする。外国の消費税は大まかだが、日本では五パーセントの消費税でも売上げ三千万円以下の人は納めなくてもよいというだけで益税論議がでる。

しかし、この「ちゃんとイズム」は実効があるのだろうか。日本の建築基準法や消防法は世界一厳しいが、阪神・淡路大震災ではどこの国よりも多くの施設が潰れた。焼死率もきわめて高い。つまり「ちゃんと」手続きをし基準に合わせているだけで実効は乏しい。

同じようなことは、救急車による心不全の救助率の低さ、薬害エイズの発生、パチンコ・プリペイド・カードの偽造続出などでもいえる。日本的「ちゃんとイズム」は実効よりも手続き重視なのだ。

では、何のためにちゃんとするのか、その第一は、手続きを丁寧なことに美意識を感じていることだ。第二は、これによって横並びが確認できることだ。誰もが突飛なことも独創的なこともしない。ちゃんとするから安心だ、というわけだ。そして第三には、手続きをちゃんとすることで責任逃れができることだ。「これこの通りちゃんと手続きがしてあり、みんなが了承しています。誰の責任でもありません」というわけである。

もし日本が規制を緩和して自由競争の社会をつくろうとするならば、現在の基準主義、官僚統制、「ちゃんとイズム」から抜け出し、ある程度のルーズさを許容する必要がある。

多少細部が悪くても売り出してみるべきだ。自由であるということは、猥雑物も入る余地があるということだ。あらゆるものが参入して自由に競争し、消費者が選んだものが発展拡大する消費者主権を確立するためには、石門心学、とりわけそこから派生した日本的「ちゃんとイズム」から脱却することも必要であろう。

享保時代の統制社会の中で庶民の知恵として興った石門心学は、まさに日本人が作り出したきわめて独創性豊かな哲学である。

今や、われわれは生産性が高くなり、豊かになった。そのわれわれに必要なのは、石田梅岩の哲学を超える新しい倫理と美意識である。

設問2 次の文章を読み、「Xのような重度障害者が、施設に入所せずに、家族介護にも依存せず、在宅での自立生活を望む場合、その在宅介護を支援していくためには、高額な費用(Xの例で、判決が認定しているように、低く見積もっても月額70万円程度)が必要となるが、それでも、重度障害者の自己決定を尊重し、在宅介護を保障すべきか」について、あなたの考えを述べなさい。
(400字以内)

Xは、脳性小児麻痺による後遺症のため、完全四肢麻痺であり、身体障害者手帳1級1種の交付を受けている重度障害者であったが、昭和51年3月ごろ（当時26歳）、母の介護を離れて、自立生活をはじめ、昭和52年5月からは、生活保護を受けていた。Xの母親は、保護者が死亡した場合に、心身障害者に対して年金を支給する石川県心身障害者扶養共済制度に加入していたため、Xは、母親が死亡した昭和63年1月から同制度条例9条に基づき月額2万円の心身障害者扶養共済年金（以下「本件年金」という）の受給権を取得し、その支給も受けることとなった（本件年金は、保護変更決定処分の際、毎収入と認定されてきた）。Xに対する生活保護費支給額は、平成6年3月分までは月額15万3550円であったが、Y（金沢市社会福祉事務局長）は、同年3月28日付けで、同年4月分からの生活保護費支給額を月額14万7380円に変更する処分（以下「本件処分」という）を行った。

これに対して、Xは、本件年金を収入認定すること、および生活扶助に加算された他人介護費（特別基準額分を含め月12万1000円）ではXに必要な介護費を賄うのに十分なものでないことを違法として、本件処分の取消しを求めて訴訟を提起した。

第1審、第2審判決ともに、前者については、本件年金を収入認定の対象とすべき資産には当たらないとし、原告Xの主張を認めたが、後者については次のように判示して、Xの主張を認めなかった（以下は第1審の判旨で、括弧内は出題者による注記である）。

「原告（Xのこと）は、日常のあらゆる動作に介護を要する重度身体障害者であるから、その介護需要を完全に充足するには24時間介護が必要となり、そのための在宅介護費用は、介護時給を控えめに1000円と見積り、公社ヘルパーによる公的無償介護（週6時間分）を控除して算定しても、月額70万円程度を要するものと認められる。」

「しかるに、本件処分において原告に認定された他人介護費特別基準は12万1000円であり、これは石川県における上限額であるが、右に認定した原告の必要介護費とは顕著な開きがある。」

「いかに高度な介護需要についてもすべて、在宅介護を前提として被保護者の必要とする介護費を金銭給付等により実施すべきとの見解もありえよう。しかしながら、他方、かような場合には、在宅における金銭給付等による保護以外に、法（生活保護法）30条1項但書の（施設等への）収容保護（当時。現在は「入所保護」といわれる）の可能な場合として、その活用をはかることもできるとの解釈も十分考えられるところである。」

「たしかに、被保護者が現実に在宅で介護を受けるか、収容保護を選択するかは、その人生設計の基本になることであり、被保護者の自己決定権が最大限尊重されなければならない。しかし、他方で、被保護者の需要を現実に満たすには、保護の実施の裏付けとなる財源が不可欠であることをも無視できない。生活保護制度の運営としては、国全体の財源に限界と制約があるなかで、他の福祉政策及びその他国全体の諸政策との間で均衡を図り、配分を決定するという高度に政策的な判断を前提として、その枠内で、すべての要保護者のあらゆる需要に対して、必要十分かつ平等にこれを実現させることが求められているのである。かような限界と制約をも考慮した場合、在宅介護を希望するすべての要保護者に対して、必要な在宅介護の費用全額を、それがいかに高額になっても、現在のみならず将来的にも全額保障することは実現困難なことであるといわざるをえない。」

「かような場合には、収容保護の可能性が存在すること（中略）をも勘案したうえで、他人介護費の金銭給付としては合理的な上限を設けることも、厚生大臣（現在は厚生労働大臣）の裁量の範囲内の1つの政策判断であると解される。したがって、他人介護費特別基準に上限を設ける運用自体をもって、違法ということはできない。」

設問3 次の表と文を読み、「協調」と「裏切り」のいずれの戦略が優れていると考えられるかを、「適量を食べる」と「大食いする」のどちらかの立場に立って論じなさい。
(400字以内)

試験問題本文については、ウィリアム・パウンドストーン著・松浦俊輔他訳『囚人のジレンマ』（青土社、1995年発行）の303頁下段の最後から4行目～305頁上段の1行目で終わる文章および305頁の表、を参照して下さい。

以上